アメリカにおける現行ホームスクール法制の検討（1） -ホームスクールをめぐる対立の観点から-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2019-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 乙部, 泰貴 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20385

法学研究論集
第51号　2019. 9

アメリカにおける現行ホームスクール法制の検討(1)
――ホームスクールをめぐる対立の観点から――

The Study of Existing ‘‘Homeschool Law’’ in America (1)

博士前期課程　公法学専攻　2018年度修了
乙　部　泰　貴
OTOBE Yasutaka

【論文要旨】
アメリカでは義務教育課程においてホームスクールという選択肢が整備されている。ホームスクールは公教育が普及する以前から人々の中に浸透しており，就学義務（法）との衝突を経て確立されたものである。我が国においてこの制度が注目されるようになってから久しいが，現行法制に着目した研究はほとんどなされてこなかった。本稿は，ホームスクールを歴史的に繙いた上で，さらに，ホームスクールを，「親の権利」と「州の利益」，批判的な学説と支持的な学説，という2つの対立軸から分析し，ホームスクールに対して課される要件はどの程度まで許されうるのか，その範囲を示し，現行ホームスクール法制の展望を開く。

【キーワード】 ホームスクール，就学義務，義務教育法，連邦憲法，親の権利

【目　次】

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．ホームスクールの成り立ち
Ⅲ．ホームスクールに関する判例法理
Ⅳ．ホームスクールをめぐる学説の対立
⑴親の教育の権利とその制約（以上，本号）
⑵「州の利益」の根拠
⑶対立要因の検討
Ⅴ．ホームスクール法制の展望
Ⅵ．おわりに（以上，次号）

研究論集委員会　　受付日　2019年４月18日　　承認日　2019年５月27日

Ⅰ．はじめに

アメリカにおける学校へ通わない義務教育の手段，すなわちホームスクールが我が国において関心の対象とされて久しい。これまで，法的な観点から米国のホームスクールを分析した研究は多くはないがいくつかなされてきた[1]。これらの先行研究が行われた時期は，アメリカの全州においてホームスクールの合法化が達成されて間もない頃であり，我が国においてもその話題性から研究の関心が向けられたのだと思われる。また，ホームスクールについて論じているわけではないが，これに深く関連する諸判例についての先行研究[2]も存在する。これらの諸文献は，ホームスクールがアメリカにおいてどのように認められてきたか，という判例理論の分析が中心である。しかし，それ以降，ホームスクールをもっぱら法的な観点から研究しているものは激減している[3]。ホームスクール法制は21世紀に入ってからもしばしば法改正などの変化を経験していることから，現行法制についての最近の研究がなされることが重要となってくる。また，ホームスクール規制について考えるうえで，ホームスクールを批判的に捉える学説が取り上げられることはなかった。ホームスクールはなぜ全州で合法化されたのか，そしてなぜ州による規制が必要なのか，どの程度の規制なら許されるのか，ホームスクール法制の研究は，今や新しい視点からのアプローチが求められているといえる[4]。

本稿の射程は，アメリカにおける現行のホームスクール法制の規制内容を明らかにするとともに，ホームスクール法制はどうあることが望ましいか，その展望を示すこととしたい。構成は次の

---

[1] その代表的なものとして，大久保卓治，大島佳代子，米沢広一が挙げられる。大久保卓治「ホームスクールの権利について―C. J. Klicka “The Right to HOME SCHOOL” を手がかりとして―」関西大学法学論集47巻6号，1998年，978–1023頁。同「Home School と合衆国憲法修正第1条との関連について―Yoder 判決とその後の判例動向を手がかりとして―」関西大学法学論集48巻5＝6号，1999年，1126–1175頁。同「修正第一条に基づかないホームスクールの権利について―合衆国の判例動向を手がかりにして―」大阪学院大学法学研究28巻1号，2001年，235–255頁。同「ホームスクール実施要件とその憲法的評価―合衆国各州の規制と判例を手がかりに―」大阪学院大学通信33巻12号，2003年，997–1009頁。大島佳代子「公教育と親の教育権―アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理(1)(2)(3・完) ―」北大法学論集42巻1号・43巻1号・44巻1号，1991年・1992年・1993年，61–104頁・127–158頁・25–58頁。米沢広一「義務教育と家庭教育―アメリカ教育法研究(1)―」法学雑誌39巻3＝4号，1993年，545–580頁。

[2] 例えば以下のものがある。奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』有斐閣大学叢書，1981年，361–425頁。中川律「Yoder 判決を考える―アメリカの公教育における子どもの利益と市民育成―」法学研究論集26号，2006年，1–20頁。同「合衆国の公教育における政府の権限とその限界(1)(2)1920年代の連邦最高裁判例 Meyer 判決と Pierce 判決に関する考察」法学研究論集29号・32号，2008・2009年，1–23・15–37頁。

[3] 例えば以下のものがある。下村一彦「教育制度研究情報 教育制度国外最前線情報 米国におけるホームスクール関連法制の現状と課題」教育制度学研究13号，2006年，217–222頁。

[4] 近時のものとして，宮口誠矢「米国ホームスクール法制の現状と課題―『子どもの将来の自律性』と『親の教育の自由』の観点から―」（東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢37号，2017年，55–82頁）があるが，これについては後述する。

とおりである。Ⅱにおいて，ホームスクールの成り立ちを歴史的に考える。Ⅲにおいて，判例によってホームスクールがどのように認められてきたのか，親の権利に着目して考える。Ⅳにおいて，親の権利とその制約について，第一に，判例から親の権利の制約目的である州の利益との関係で捉え，第二に，なぜその制約が必要と考えられるのか，ホームスクールを批判的に語る学説とホームスクールの有効性を主張する学説との関係から考える。そのうえで，ホームスクールへの制約がどの程度までなら許容されうるのかを検討する。そしてⅤにおいて，制約の理想形をモデリングし，それをもとに現行法制の規制の程度について試論したい[5]。

Ⅱ．ホームスクールの成り立ち

ホームスクール（Homeschool/-ing）はこれ以外にも様々な表現（e.g. home-based education, home education, unschooling, home-centered learning, home instruction, deschooling, autonomous learning, child-centered learning）が使われることがあるが，その内容としては，①子どもを学校（institution）に通わせない，②家庭環境において親が子どもを教育する，という要素を有している教育方法の一選択肢として定義される[6]。

この教育形態はアメリカにおいて義務教育制度が始まるよりも前から広く実践されていた最も重要な遺産であるといわれている[7]。2015年の時点で，ホームスクールによって教育を受けている子どもの数は200万人を超えており，推測によれば今後も増加傾向を保つことが見込まれる[8]。そのホームスクールがどのように発展してきたか，いかなる経緯をもって50あるすべての州において

---

[5] 本稿では，ホームスクールと対峙させて「学校」という語句を用いるが，この場合の「学校」は公立学校を指す。というのも，私立学校については，その位置づけも定義も州により異なるため，就学義務の対象となる（ホームスクールと対峙する）場合もあれば，公立学校と対峙する（ホームスクールと同等の立場となる）場合もあり，便宜上，ホームスクールに対する概念としての学校は公立学校に限定する方が複雑さを回避できるからである。また，私立学校の位置づけや定義については本稿では論じないことにする。

[6] *E.g.*, Ariz. Rev. Stat. Ann. § 15–802G.2: *"Homeschool" means a nonpublic school conducted primarily by the parent, guardian or other person who has custody of the child or nonpublic instruction provided in the child's home*; Co. Code 22–33–104.5(2)(a): *"Nonpublic home-based educational program" means the sequential program of instruction for the education of a child which takes place in a home, which is provided by the child's parent or by an adult relative of the child designated by the parent, and which is not under the supervision and control of a school district*; Wy. Stat. § 21–4–101(a)(v): *A home based educational program means a program of educational instruction provided to a child by the child's parent or legal guardian or by a person designated by the parent or legal guardian*.

[7] Murphy, J. (2012). *Homeschooling in America: Capturing and assessing the movement*. Corwin Press; Carper, J. C. (2000). Pluralism to establishment to dissent: The religious and educational context of home schooling. *Peabody Journal of Education, 75*(1–2), 8–19; Cogan, M. F. (2010). Exploring Academic Outcomes of Homeschooled Students. *Journal of College Admission, 208*, 18–25; Marshall, J. D., & Valle, J. P. (1996). Public School Reform: Potential Lessons from the Truly Departed. *Education Policy Analysis Archives, 4*(12), 1–12.

[8] Murphy *supra* note 7. at 7–10; Ray, B. D. (2016). INTRODUCTION TO RECENT CHANGES AND RESEARCH IN US HOMESCHOOLING. *Homeschooling in New View* (*Hc*), 1.

合法化されていったのかを考察する。

⑴　沿革

ⅰ　植民地時代における家庭の機能

ホームスクールの起源はアメリカが一つの国家として独立を果たす以前の植民地時代，17世紀初頭にまでさかのぼる。この頃の家庭での教育とは，現代において学校教育と対比されるアカデミックなそれを指すわけではなかった。読み書きは教えられていたが，それに加えて，とりわけ重要だったのは，もっぱらドメスティックな能力を養うというものであった。例えば，女子ならば料理，裁縫などを，男子ならば農業を，それぞれ親あるいは兄弟から教わっていた。さらに，この時代の人々の生活の活力（motivation）となっていたのは宗教であり，その教義を子どもに受け継がせるカテキズムと呼ばれる慣習も同じく重要な役割を担っていた[9]。子どもを教育し社会性を身につけさせること（socialization）は一義的に親の責任と考えられていたのである[10]。植民地時代における家庭は，自給自足の経済単位（economic unit），学校，職業訓練施設，教会等の機能を有していた。

その実，親が子どもに対して教育を行うことは一部のコロニーでは法律で規定が設けられていた（e.g. Massachusetts Bay School Law of 1642; Connecticut Code of 1650; Pennsylvania law about Education Chap. 112 （1683））。この時代に学校という施設がなかったわけではない。マサチューセッツでは，100世帯以上のタウンにはグラマースクールを，50世帯以上のタウンには読み書きを教える学校を設置することを要請する法律（Old Deluder Satan Law of 1647）もまた制定されており，学校で子どもたちを教育するようにはたらきかけていた。しかし，ほとんどの人はこれに従わず，学校を置くよりも罰金を支払うことを選んでいたという[11]。当初の学校制度が子どもの教育および社会化は親の責任であるとする土壌に踏み込むのは容易ではなかった。

ⅱ　公教育思想の萌芽

18世紀後半から19世紀半ばにかけて，“*The American synthesis*”という考え方が強まり，宗教観，ジェンダー観，人種観などの価値観をひとつ「アメリカのもの」として確立しようという動きが見られはじめる。この時期は移民の数が大幅に増加し，その移民たちは“*The American synthesis*”が目指すものとは全く異なる文化をもっていたからである[12]。また，アメリカには強力な家庭以上の存在（something）が必要であるという意識もあり，これらが公立学校（public school）運

---

[9] Gaither, M. (2017). *Homeschool. An American history. Revised Second Edition*. 11–12.

[10] Vinovskis, M. A. (1987). Family and schooling in colonial and nineteenth-century America. *Journal of Family History, 12*(1–3), 20.

[11] Gaither *supra* note 9. at 13.

[12] *Id*. at 36.

動の原動力となった[13]。

人びとが公立学校を推進した理由について Gaither は大きく 3 つを挙げている。第一に，親がその子どもを学校へ通わせるという慣習それ自体は社会に浸透していたこと[14]。第二に，学校へ子どもを預けることにより，親は他のことをする時間が作れること。第三に，当時の人々はほとんど規模の小さいタウンなどで暮らしていたため，住民同士の結びつきが強く，学校と家庭との間に信頼関係が構築されていたこと[15]。

公立学校のコンセンサスが形成されていくなかでも，家庭を教育の場として守り続ける人々はいた。彼らの多くは，人口がまばらな地域で生活しており，学校へ通わせることが時間的距離的に困難であった。都市部であっても，中産階級や上流階級の間でも私教育は支持されていたが，反学校論者は圧倒的なマイノリティーであった[16]。

しかし，学校は親から完全に教育という役目を取り上げたわけではなかった。19世紀の初頭には，2 ないし 3 歳の子どもを学校へ通わせる習慣も定着しつつあった[17]。ところが，学校側は幼児を広く受け入れることには消極的であり，医者や教育者らによってその危険性が唱えられ，次第に早期教育の場は家庭であるという認識が広がっていった。これは，家族，とりわけ「母親は家庭において子どもたちを社会化するというこれまで以上に大きく長期的な役割を果たしている」ことの表れである[18]。

iii　加速するマージナライズ

南北戦争を経験した後から，公立学校に対する理解も急速に広まり生徒数はさらに増加の一途をたどっていた。この背景には，階級社会の特徴が色濃く表れていた[19]。Goldin & Katz は，公立学校，とりわけ中等教育学校が支持を得たのは政府による外的な圧力に起因するものではなく，住民らの運動（grassroots movement）によるものであったと分析している[20]。

立法の分野においても注目すべき動きがみられた。アメリカ初の教育法（Massachusetts Bay

---

13 当時の公教育思想は宗教的中立性を目指したものでなかった。公教育制度の創設者たちの宗派は圧倒的にプロテスタントで構成されていた。家庭を教育の場であると主張する立場もキリスト教徒であり，思想を同じくする者たちの間で対立していたという点は興味深い。Gaither *supra* note 9. at 37.

14 プロテスタントの人々は，カトリック教徒を無学無知と考えており，プロテスタントであるためにはよい教育が行われなければならないとされていた。*Id.*

15 *Id.* at 36–41.

16 *Id.* at 43.

17 これは本来，貧しい家庭や崩壊した家庭にある子どものために用意された制度をヨーロッパから取り入れたものであったが，普通の家庭の親たちもこれに乗じるようになったという。Vinovskis *supra* note 10. at 27.

18 *Id.* at 28.

19 Gaither *supra* note 9. at 69.

20 Goldin, C., & Katz, L. F.（1999）. Human capital and social capital: the rise of secondary schooling in America, 1910–1940. *The Journal of interdisciplinary history, 29*(4), 683–723.

School Law of 1642）が制定されてから実に200年以上経過した1852年に，同じくマサチューセッツ州において，国内初の就学義務法（The Massachusetts School Attendance Act of 1852）が制定され，州は親に８歳から14歳の子どもを居住しているシティやタウンの公立学校へ最低12週間通わせる義務を負わせた。

しかし，初期の就学義務法は十分に機能していなかった。1852年法には実質的な強制力はなく，約20年間にわたって無視も同然の扱いが続いた。他の州がこれに次いだ足取りは遅々としたものであり，すべての州で就学義務法が成立するまでに66年の歳月を要した。これら諸法の運用実態も芳しいものではなく，就学義務の強制力の確保，学校設備の不足，就学義務を有効に機能させる組織の欠如，僻陬における学校運営の困難など問題点が多く，空文といわざるを得ない代物が少なくなかったという[21]。

知識教育の役割はほとんど家庭から学校へ移行してしまっていたこの時期であるが，家庭を教育の場とする習慣が廃れたわけではなかった。親たちは必要に応じて子どもに礼儀作法や倫理観を，ときには専門の講師を招いて，学校では教わらないデッサンや音楽などの芸術を教えていた[22]。子どもの教育方針を決めるという選択権は，就学義務が発達していく中でも，親のもとにとどまり続けていたのである。

iv　ホームスクール運動へ

20世紀半ばを過ぎると，いわゆる右派（right, conservative, blue）および左派（left, liberal, red）の双方の政治的な関心の領域が国家としてのアイデンティティーよりも各自の自己決定の方を重視するようになった。それぞれのもつ価値観（private vision）は違っていても，反体制派として公的な支配よりも自分たちの道を模索しようとするその方針は軌を一にしていた。

Gaither は，第一に，両翼による反体制派の感性がアンチ・インスティチューショナリズムを助長し公立学校に反対する土壌をつくりあげたこと，第二に，郊外化によって多くの若者たちが独自のコミューンを立ち上げたり，ホームスクールを開拓したりすることで制度に異議を唱えだしたこと，第三に，子どもを家庭で育てることで学校収容（institutionalization）による（悪）影響から解放するという，子どもに対する信仰（cult）を持っていたこと，第四に，公立学校はその規模を拡大するほど，官僚的かつ非人間的な色彩が強まり親に対して等閑になり，文化的な変化に対応しなくなったという実態が家庭をして孤立せしめたということ，以上がホームスクールをして息を吹き返させる要因になったと分析している[23]。

---

[21] Katz, M. S.（1976）. *A history of compulsory education laws*. Phi Delta Kappa Educational Foundation. 17–20. これら強制力に乏しい義務教育法はホームスクールが弱められてきた過去とは一見矛盾するようにみえるが，強制力を欠いた状態から如何にして効力を発揮したかということについては触れられていない。

[22] Gaither *supra* note 9. at 73–74.

[23] Gaither *supra* note 9. at 121–123.

社会運動としてのホームスクール運動には，指導者的な役割を果たした人物たちがいた。ホームスクールの父とされているJohn Holtとキリスト教徒らのホームスクールを支えたRaymond Mooreがその代表格としてしばしば紹介される。

Holtは当初，教育当局において学校改革者の立場にあったが，やがて公立学校で行われる教育は機械的（rote learning）であり，規格化や文化的同質化を強行する抑圧的な学習環境に子どもを置くことになるので，親は子どもを学校から解放するべきだという公教育批判を提唱した。また，脱学校論（Unschooling）を，ホームスクール信者などに広く知れ渡らせ，フリースクール運動の推進し，多くの名著を世に送り出した。

Mooreは，妻であるDorothy Mooreとともに，Seventh Day Adventistsの影響を受け，早期の学校教育は子どもに対して危険が及ぶという理念をもとに，子どもの年齢が8歳ないし10歳に達するまでは学校へ通わせるべきではなく，本来学校へ行っている時間を親とともに過ごすことが最終的な安定と知識の発達（eventual stability and cognitive maturity）の兆しとなるということを掲げていた。彼らもまたホームスクール運動に発破を掛ける諸文献を残している。

両者は同志としてともに活動していたが，Holtはロマン主義や進歩主義に傾倒した左派の思想に沿って子どもの自己決定権の保護に重きを置いていたのに対し，Mooreはプロテスタントを軸とした右派の思想に沿って子どもを学校から救い出すことに努めた[24]。

ホームスクールはアメリカにおける教育の起源あるいは本質と表現しても過言ではない。もっとも重要な点は，家庭で親が子どもを教育し社会化するということは公教育が整備されるよりも前から人々の間で浸透していたということである。さらに，公立学校運動や就学義務の法制化に降伏することなく，戦い続けた歴史が確かに残されている。ホームスクールを支えてきた根底は宗教的信条によるものがほとんどであるが，すでに見てきたように非宗教的な観点からホームスクールを推進するグループも存在し，ホームスクールが思想的に偏っていないことも証明している。今日ホームスクールを選択する親の動機は宗教に基づかないものも少なくない[25]。

---

[24] Gaither *supra* note 9. at 142–146; Farenga, P.（1999）. John Holt and the Origins of Contemporary Homeschooling. *Paths of Learning: Options for Families & Communities, 1*（1）, 8–13; Murphy *supra* note 7. at 34; Stevens, M. L.（2001）. *Kingdom of children: Culture and controversy in the homeschooling movement*. Princeton University Press.

[25] ホームスクールを選択する親の動機についてはいくつかの調査研究がのこされている。例えば，Ray（2015）によれば，理由は以下のものがある。子どものニーズに合わせた教育を行うことができる，学校教育のカリキュラムや方法に縛られず自由な発想のもと教育を行うことができる，学校よりも質の高い教育を行うことができる，家族の関係をより親密なものにできる，いじめ，ドラッグ，誤った性知識などの悪い環境から子どもを守ることができる，などである。Ray, B. D.（2015）. Research Facts on Homeschooling. *National Home Education Research Institute. See also, e.g.*, Ray *supra* note 8. at 7; Collom, E., & Mitchell, D. E.（2005）. HOME SCHOOLING AS A SOCIAL MOVEMENT: IDENTIFYING THE DETERMINANTS OF HOMESCHOOLERS'PERCEPTIONS. *Sociological Spectrum, 25*（3）, 273–305; Green, C. L., & Hoover-

⑵　立法の歩み

社会運動としてのホームスクール運動は，その他の社会運動と比較することで，その大きな特徴をつかむことができる。Cibulka[26] の分析によれば，市民権運動および消費者保護運動との関係から，ホームスクール運動は，州の法令による保護の強化を求めるものではなく，公権力の介入を最低限度に抑えることが何よりの利益であるという自由の実現をめざす思想に基づいたものであった。また，運動による法改正や新法制定などの成果の表れ，さらに言えば，連邦全体のシステムを大きく塗り替えるに至るまでの期間が非常に短かったことが指摘されている。

実際に，1980年代から90年代にかけての間ですべての州においてホームスクール法制は整備され，非常に多くの訴訟が認められる。その争点はホームスクールの法的地位の確立を求めるもの，ホームスクールに対する規制の緩和を主張するものがほとんどであった。

学校へ通わせずに家庭を教育の場とすることの是非を法廷で争うことは，かつては稀なことであった。就学義務制度の普及にともない，人々のあいだで学校教育が一般化していたことがその要因として考えられる。何よりも先んじて，ホームスクールを望む者たちとしては，就学義務法を通じた州の支配体制を変えなければならなかった。

1920年代に親の教育の権利を認める連邦最高裁判例が登場して以降，州による教育の管理体制は揺らぎ始める。子どもを教育する責任は，就学義務制度の発達によって学校へと半ば強制的に移っていったが，ふたたび親のもとに取り戻す兆しが見えたのである。さらに，後述するように，1972年には，宗教的信条を理由に子どもたちを学校から引き離し，独自の教育プランを遂行することが認められた。教育を受けるべき場所は学校に限定されなくなったのである。これらの判例は直接ホームスクールの権利性を語ったものではなかったが，就学義務制度へ疑義を投げかけるという点で，後のホームスクールの可否を争った判例において，一定の基準を示したものとして取り上げられることとなる。

家庭で子どもを教育する権利を法廷で主張する場合，多くは就学義務法の規定を問題にしていたといえる。州法でホームスクールを明確に保障していたものはかつて少数だったからである[27]。

Dempsey, K. V. (2007). Why do parents homeschool? A systematic examination of parental involvement. *Education and Urban Society, 39*(2), 264–285; Jolly, J. L., Matthews, M. S., & Nester, J. (2013). Homeschooling the gifted: A parent's perspective. *Gifted Child Quarterly, 57*(2), 121–134.

[26] Cibulka, J. G. (1991). State regulation of home schooling: A policy analysis. *Home schooling: Political, historical, and pedagogical perspectives*, 101–119.

[27] Somerville, S. W. (2001). The Politics of Survival: Home Schoolers and the Law. *Purcellville, VA: Home School Legal Defense Association*. https://www.hslda.org/docs/nche/000010/PoliticsOfSurvival.asp (11/01/18 last visited)

例えばオクラホマ州は早くから憲法上でこれに言及していた。州憲法は 8 歳から16歳の子どもに就学義務を課しているが（Article 13, Section 4), 1907年の修正によって,「その他の教育方法が用意されていない場合に限り」という文言が追加された。このうちに家庭における教育を選択する親の権利を保障しようという意図が含まれているという。

Zirkel らによれば，ホームスクールの位置づけという観点から，州就学義務法の規定は次の 3 つの類型に区別することができる[28]。第一類型として，就学義務の対象を公立学校あるいは私立学校のみとし，例外としてのホームスクールを認めていない例外不設置型（no-exception）である。第二類型として，「公立学校外での同等の教育（e.g. equivalent instruction elsewhere）」などの表現を用いて間接的にホームスクールを認めていると考えられる黙示規定型である。そして第三類型として，ホームスクールを例外として容認している明示規定型である。当時[29] はそれぞれ，第一類型を採用しているのは14州，第二類型は21州，第三類型は15州となっており，第二類型は必ずしもホームスクールに対して積極的であったわけではないので，実質ホームスクールがはっきりと合法とされていた州は少数派であったことがうかがえる。詳しくは後述するが，このような州法の規定の中でホームスクールをどのように位置づけさせるか，が主として論点となり，ホームスクールが私立学校として，あるいは「同等の教育」として認められるように働きかけていった。

Ⅳ．ホームスクールに関する判例法理

前章ではホームスクールの合法性を争う判例があったことを動向の一側面として簡潔に述べるにとどめたが，ここではその諸判例において確立された理論からホームスクールの権利性を裏付ける。

⑴　連邦最高裁による「子どもの教育を決定する親の権利」の確立

前述のとおり，ホームスクールの合法化を目指した取り組みが盛んになる以前に，重要な原動力となった司法上の大きな変化があった。義務教育の場としての家庭の地位を争った諸判例の分析を行ううえでこれを押さえておく必要がある。以下の連邦最高裁の諸判例は，親には子どもの教育を方向付ける憲法上の権利があることを確立するという偉大な一歩を踏み出すことに成功した[30]。

---

[28] Tobak, J. W., & Zirkel, P. A. (1982). Home instruction: An analysis of the statutes and case law. *U. Dayton L. Rev., 8*, 5–12; Richardson, S. N., & Zirkel, P. A. (1991). Home schooling law. *Home schooling: Political, historical, and pedagogical perspectives*, 173.

[29] Tobak & Zirkel によれば，この分類は複数の資料をもとに作成しているとされているが，いずれも出版されていない資料であり，原文を直接参照することは困難であるが，年代はいずれも1970年代から80年代のものなので，就学義務法の規定も同時期か少し前のものを分析していると思われる。これはホームスクール関係の訴訟がみられる時期と一致するため無理のない解釈であろう。

[30] ホームスクールを行う上でその障壁となっていたのは各州の義務教育法などの関連諸法であったが，擁護論者の中では，とりわけ弁護士らによって，ホームスクールは州法によって認めてもらうものではなく，修正第 1 条や修正第14条などに基づく連邦憲法上で保護された権利である，という捉え方がなされていた。実際にここで取り上げている諸判例は，のちのホームスクール訴訟の基礎として捉えられるほか，ホームスクールを憲法上の権利であるとして争った判例というように捉えられることもある（Gaither *supra* note 9. at 208–209）。*See also, e.g.*, Olsen, C. (2009). Constitutionality of home education: How the Supreme Court and American history endorse parental choice. *BYU Educ. & LJ*, 399–423; Donnelly, M. P. (2012). A Global Perspective on Freedom in Education through the Eyes of the Hoemschool Movement. *U. St. Thomas JL & Pub. Pol'y, 7*, 51–69.

(A) 硬直した就学義務制度からの解放

1923年，はじめて州の規定に対する異議が功を奏した。Meyer 判決[31] では，いかなる公立学校，私立学校，教区学校においても第 8 学年を修了していない生徒に対し英語以外の言語を教えることを禁止していたネブラスカ州法の違憲性が争われた。連邦最高裁は，当該州法は教師の教える権利，生徒の学習する権利，親の選択する権利を侵害するものであるとし，これらの権利は連邦憲法修正第14条のデュー・プロセス条項[32] によって保護されており，一方で，州に教育を規定し，かつ就学を義務づける権限を認めながらも，当該州法は合理性を欠くとして，教師に有罪判決を下した原審をくつがえした。

その 2 年後，Pierce 判決[33] においても Meyer 判決の原理が踏襲された。このケースでは，就学義務の対象となる学校を公立学校に限定し私立学校などのオルタナティヴを認めていなかったオレゴン州法に対して，親のその子どもの教育を決定する権利を不当に制限するものであり，「憲法上で保障された権利は州の合理性を欠く立法によって妨げられてはならない。自由の根本原理は，国内のすべての政府よりも上位に位置し，公立学校の教師のみから教育を受けることを強制することによって子どもたちを規格化する州のいかなる権限をも排除する」[34] とし，公立学校以外の教育の選択肢が容認された。

上記 2 つの判決によって打ちたてられた理論はそのまた 2 年後の Farrington 判決[35] においてさらに確認された。その概要は，私立学校において外国語（日本語や韓国語）の授業を行うことを厳しく規制していたハワイの法が連邦憲法修正第 5 条[36] のデュー・プロセス規定に反するとして争われた，というものであった。これに対して最高裁は，当該州法を「親たちによって有益と考えられ

---

31 *Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923).

32「いかなる州も法の適正な過程（due process of law）によらずに，何人からも生命，自由または財産を奪ってはならない」（野坂泰司「アメリカ合衆国」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第 4 版〕』三省堂，2016年，88頁）。実体的デュー・プロセスとは，同条項によって実体的権利を保護するという理論であり，主に社会立法および経済立法に対して契約の自由の保護の観点からしばしば持ち出された。この理論によって違憲の判断がなされた時期を，これが典型的に示された Lochner 判決（*Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905)）の名をとって Lochner 時代（Lochner era）として語られることもある。ここで取り上げるMeyer，Pierce，Farrington 判決は，実体的デュー・プロセス理論が社会経済立法以外の領域で認められたものである。契約の自由保護の趣旨によるデュー・プロセス理論は1930年代を機に完全に廃れてしまったが，70年代以降，プライヴァシーの権利を保護するものとして復活した。21世紀に入ってからも，Meyer，Pierce，Farrington 判決は依然として重要な判例として語られていることから，これらの判例理論は否定されていないといえよう。なお，本脚注の記述は以下の文献によった。奥平・前掲402–404頁。松井茂記『アメリカ憲法入門〔第 7 版〕』有斐閣，2012年，358–385頁。

33 *Pierce v. Society of Sisters*, 268 U.S. 510 (1925).

34 *Id.* at 534–35.

35 *Farrington v. Tokushige*, 273 U.S. 284 (1927).

36「何人も…法の適正な過程（due process of law）によらずに，生命，自由または財産を奪われることはない」（野坂・前掲86頁）。この当時，ハワイは準州であり正式な州ではなかったため，修正第 5 条からの主張を行った。

ている教育が行われており，かつ公共の利益と何ら衝突するところではない私立学校に対する規制をはるかに逸脱している」[37] ことは明らかであるとして，私立学校などの非公立学校から公立学校のオルタナティヴとしての性格をはく奪するような過度なコントロールを及ぼすことは許されないとした。

Meyer 判決および Farrington 判決によって，親の受けさせたいと思う教育を子どもに受けさせる権利が，Pierce 判決によって公立学校以外の学校へ子どもを通わせる権利が連邦憲法上の権利として認められた。これにより，就学義務制度は親の権利との関係で柔軟な対応が求められるようになったことは想像に難くない。

ⒷⒷ 「学校へ通わない」という選択肢

前述の 3 つの判例は，親の子どもの教育を決定する権利を認めたものではあったが，いずれのケースにおいても「学校へ通う」ということが前提とされていた。一方で，「学校へ通わない」ということを前提として親の権利を争ったケースがある。Yoder 判決[38] は，公立学校に通わない教育手段を主張する根拠として修正第 1 条[39] および修正第14条を掲げ，とりわけ信教の自由の観点から，親が子どもの教育に関する決定権者であることを認めた。かかる論点を争った唯一の最高裁の判決である。

この事件では，アーミッシュと呼ばれる宗派の親たちが宗教上の理由により第 8 学年を修了した子どもたちを公立学校ではなく自分たちのコミュニティーで教育を受けさせていたところ，かかる行為がウィスコンシン州の就学義務法に違反するとして処罰された。最高裁は，「修正第 1 条の自由実践条項によって守られているような…基本権および子どもへの宗教教育を尊重する親の伝統的利益を侵害するような場合には，州の全体教育の利益は衡量手続（balancing process）による制約から逃れることはできない」[40] とし，州による制約が正当とされるためには，すなわち親の権利利益と比較衡量することが適当とされるためには，州は「やむにやまれぬ利益」を有していると証明しなければならないことが確認された[41]。そして，当該引き離し行為がもっぱらアーミッシュの

---

[37] *Id.* at 298.

[38] *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205（1972）.

[39]「連邦議会は，国教を樹立し，または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律…を制定してはならない」（野坂・前掲86頁）。

[40] Id. at 214.

[41] Knight, M.（1987）. Parental Liberties versus the State's Interest in Education: The Case for Allowing Home Education. *Tex. Tech L. Rev., 18*, 1261; Murphy, M.（1992）. A constitutional analysis of compulsory school attendance laws in the southeast: Do they unlawfully interfere with alternatives to public education. *Ga. St. UL Rev., 8*, 457.

この「やむにやまれぬ利益」テストは Sherbert 判決（*Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398（1963））で確立された。これは，宗教上の休日に労働を拒否した原告がそれによって解雇され，さらに失業補償を受けることができなかったことにつき，修正第 1 条の宗教の自由実践条項に反するとして争ったものである。裁判所に

教義の忠実な信仰によるものであること[42]，本件の子どもたちは14，15歳で残りの義務教育期間が1，2年と非常に短く，そのわずかな義務教育によって得られる市民育成の観点からの利益というものは憶測にすぎないこと[43]，そのほか，アーミッシュの人々は初等教育段階の義務教育を必要であると考えており，義務教育制度全体を否定していないこと，アーミッシュの共同体は一般社会から独立して成功してきたという長い歴史を有していることから，州にやむにやまれぬ利益はなく，就学義務法の適用は認められないという決定を下した。

Yoder 判決は，子どもに宗教教育を行う親の権利を認め，本件の場合では，公立学校への通学を一部拒否することが，宗教的信条の実現の正当な範囲内であるとした。Meyer，Pierce，Farrington 判決とは異なり，学校へ通わないという選択肢が連邦憲法上で保障されたのだから，こちらの方がよりホームスクールの合憲性を導き出す先例的存在として持ち出されうることは容易に想像できる。

Knight の評価を参考に以上 4 つの判例によって確立された理論をまとめると，第一に，Meyer 判決において，親は，子どもの教育をコントロールする権利を有しており，それゆえ州の教育に対する権限は絶対的ではないことが確認された。第二に，Pierce 判決において，州は私教育を禁止することは許されなくなった。第三に，Farrington 判決において，公教育と私教育を有意義に区別することができなくなるような州の立法もまた認められなくなった。第四に，Yoder 判決において，州の教育規定が親の権利と衝突するようなときには，州はやむにやまれぬ利益を証明することによって衡量テスト（balancing test）を通過しなければならなくなり，規定は州の目的を達成する最低限度のものでなければならなくなった[44]。そして全体を通じて，最高裁は，子どもの教育を決定する親の権利を基本権として構成した。これによって，厳格な審査（strict scrutiny）の適用を可能にし，州はやむにやまれぬ利益を認められた場合のみ，親の権利を合憲的に制約しうることとなった[45]。

これ以降，連邦最高裁においてホームスクールに対して直接的に示唆を与えたと考えられている

よれば，修正第 1 条に基づく主張に対する司法の評価は 2 つの視点から行われる。1 つ目は，政府の行為が個人の宗教実践に対し制約をかけるものであるかどうか，2 つ目は，当該行為が特定の宗教実践を行うことに対し抑圧的であるかどうか，である。そのうえで，不当な制約があると判断した場合，続いて，政府の権限には法を遵守させることについてのやむにやまれぬ利益があるかどうかを判断する。本判決では，信教の自由に対する制約と州のやむにやまれぬ利益との衡量（balancing）において，宗教の自由実践の権利は，州の最上級の利益をもってのみ制約されることが許されるとして原告の主張を認めた。この理論が Yoder 判決において踏襲された。Rievman, J. D.（1989）. Judicial Scrutiny of Native American Free Exercise Rights: Lying and the Decline of the Yoder Doctrine. *BC Envtl. Aff. L. Rev., 17*, 169.

[42] *Yoder*, 406. at 216.

[43] *Id*. at 227.

[44] Knight, *supra* note 41. at 1274–1275.

[45] Murphy, *supra* note 41. at 471.

決定はなされていない。ホームスクールが直接の論点として争われたのは各州の裁判所である。

⑵　州裁判所判例におけるホームスクールの争点

Zirkel らは，判例においても前述の類型ごとに判例を整理しているが，その争点は重なっているところもあるため，（A）ホームスクールは連邦憲法上の権利か，（B）ホームスクールは私立学校に含まれるか，（C）ホームスクールは「同等の教育」として認められるか，の 3 つに絞ることにする。

Ⓐ　ホームスクールは連邦憲法上の権利か

ホームスクールの規定を持たない，すなわち就学先を公立学校や私立学校に限定しているような，第一類型の例外不設置型の州法は，その合憲性が問われることがあった。ホームスクールを行うことが連邦憲法上で保障された権利として捉えることには，司法は消極的な態度をとってきた。しかし，一部の判決では，連邦憲法上の規定を根拠としてホームスクールを認めている。

Nobel 判決[46] は，ミシガン州法が学校に通わせない家庭教師制度を採用する場合，家庭教師には教員免許を必須としていたにもかかわらず，家庭で教育を行っていた親は教師たるに十分な能力を有していたが宗教上の理由により教員免許の取得を拒否していたというものである。これにつき，州地裁は，親の主張が宗教の本質に基づいていること，教員資格に対する十二分な素質を有していることから，本件において教員免許の要件を適用することは違憲であるとし，「Nobel 家の親は証拠力のある誠実な宗教上の信念に基づいている以上，当法廷およびいかなる裁判所もその信念に基づく自由実践を妨げることはしない」[47] と結論を下した。連邦憲法修正第 1 条から親が子どもを家庭で教育する権利が導き出されたのである。信教の自由から公立学校に拘束されないことを導き出した判決は，Yoder 判決以降いくつか存在するが[48]，ホームスクールに関連した判例は Nobel 判決のみである。

Perchemlides 判決[49] は，生徒の両親が公立学校の教育に対する不満からホームスクールに移行しようと州教育長にその旨の申請をしたところ，当該生徒の生活面や学習面での能力から，公立学校にとどまることが賢明だとしてこれを拒否したことに端を発する。州上級裁は，修正第 1 条，第 5 条，第 9 条[50]，第14条など，特定の条文ではなく広く憲法上で「子どものためにあらゆる教育

---

[46] *State v. Nobel*, Nos. S791–0114–A（Mich. Dist. Ct., Jan. 9, 1980）.

[47] *Id*. at 12.

[48] *See, e.g., State v. Whisner*, 351 N.E.2d 750（Ohio 1976）; *State ex. rel Nagle v. Olin*, 415 N.E.2d 279（Ohio 1980）.

[49] *Perchemlides v. Frizzle*, No. 16641（Mass. Super Ct., Nov. 13, 1978）.

[50]「この憲法に一定の権利を列挙したことをもって，人民の保有する他の諸権利を否定しまたは軽視したものと解釈してはならない」（野坂・前掲87頁）。

的オルタナティヴから選択をする権利」[51] が親に保障されているとして，「オルタナティヴを望む親の子どもを就学義務法の対象から外さないならば，当該州法は憲法的に弱い（infirm）ものである」[52] とまとめた。このケースのあったマサチューセッツ州は，就学義務法の類型でいえば，第二類型の黙示規定型の州であり，ホームスクールを行うこと自体は容認されていた。ここでは，親の決定権を制限した教育長の判断に対して，連邦憲法上および州法上の権利を侵害したと判示されたものであった。

この争点は，連邦最高裁で確立された親の権利をさらに発展させ，ホームスクールという就学手段を選択する権利をもこれに含ませることを目指すものであった。かつて教育は親の重要な責任であり，家庭が教育の場であったという前国家的な性質をもつ慣習が制定法上の権利として保障されるという，教育における原点回帰を実現するに至った重大な成果とみることができる。

ⒷⒷ ホームスクールは私立学校に含まれるか

ホームスクールに関する規定がない場合には，これを私立学校として認められるかどうか，ということも争われた。

Peterman 判決[53] は，「学校とは…子どもたちに教育が与えられる場をさす。親が子供の教育のために教師を雇い，その教育が法の認めるところならば，法の趣旨は守られており，学校を構成するうえで人数は考慮しない」[54] として，インディアナ州法はホームスクールを私立学校に含めていることを認めた。

Levisen 判決[55] は Peterman 判決の理論を応用し，ホームスクールを含めた広義の私立学校の解釈を最もよく例証したとされる[56]。学校というのは教育が行われる場所で，教わる人の数に依存するものではないとしたうえで，「（州の）目的はすべての子どもが教育を受けることであって，特定の方法や場所で教育を受けることではない」[57] とした[58]。

そのほか，例えば，テキサス州[59] やコロラド州[60] においても，ホームスクールが法定の学校とし

---

[51] *Id*. at 9.

[52] *Id*.

[53] *State v. Peterman*, 70 N.E. 550（Ind. App. 1904）.

[54] *Id*. at 551.

[55] *People v. Levisen*, 90 N.E.2d 213（Ill. 1950）.

[56] Richadson & Zirkel *supra* note 40. at 176.

[57] *Levisen*, 90 N.E.2d at 215.

[58] 本件で告訴された家族は，Seventh Day Adventists の宗派の誠実な信仰に従って子どもを家庭で教育するという選択をとっていたこと，さらにその子どもは公立学校と同等以上の規則正しい教育（1 日 5 時間，必要なすべての教科）を受け，同学年の子どもたちに匹敵する習熟度を示していたこと，という説得力のある動機および成果が提出されており，これらが好意的な判決に至った要因であることは否定しきれないように思われる。

[59] *Leeper v. Arlington Independent School District*, No.17–88761–85（Tex. Jud. Ct., Apr. 13, 1987）.

[60] *People in Interest of D.B.*, No.87– CA–1360（Colo. App. Dec. 1, 1988）.

て認められる旨の判決が出されている。

この論点における核は，institution としての学校と同等の性質を有しているかどうかであった。州側が，環境や生徒数という規模的な側面からホームスクールを学校と見なし得ないとするのに対して，上記のような判例では，規模的な要素に拘泥することは妥当ではないとして州側の主張を退けてきた。この場合，ホームスクールを行う権利は私立学校を選択する権利または私立学校を経営する権利の一環として保障されたとみることができる。

ⒸC　ホームスクールは「同等の教育」として認められるか

この論点は第二類型の黙示規定型に該当する州法に対する特有のものである。このような法の文言で「公立学校外での同等の教育」などの表現が用いられていることから，その曖昧さゆえの問題が裁判のなかで取り上げられてきた[61]。

最も重要な問題は，ホームスクールがこの「同等の教育」に該当するのかであった。これについて最もはやく議論した Roberts 判決[62] では，州法が義務づける学習と同等の時間の教育を他で行った場合とは，公立あるいは認可を受けた私立学校以外で受ける同等の教育を意味し，同等かつ誠実のもと行われる教育である限りにおいて，親が家庭で子どもを教育する権利を認めた。また，特定の手段で教育を受けなければならないということを否定している。

Massa 判決[63] は，ニュージャージー州において過去にグループ学習などの集団学習を通じた社会化を要求した判決を覆し，ホームスクールは「同等の教育」に含まれるとした。その根拠として，グループ学習を要求することで家庭教師（private tutor）や家庭教育（home instruction）の選択肢は消滅してしまい，法が公立学校以外の手段を用意している意義が失われてしまうこと，就学義務法の目的は特定の手段で教育を受けさせることではないこと（Roberts 判決），同法は子どもに教育を与えない親に対するものであり，自ら公立学校におけるのと同等の学習の手段や機会を子どもに提供する親に対するものではないこと（Peterman 判決）などを挙げている。

特定の教育方法への限定を否定する点で，私立学校として認められるかという論点と類似しているが，「学校」として認められる必要が必ずしもあったわけではない。そのため，州側の主張の力点は集団教育の欠如に置かれていた。しかし，それでは Massa 判決がいうように，通学以外の手段を想定する規定との矛盾が生じるおそれがあり，学校という性格を求めすぎると家庭という場の非学校的な性格は薄れてしまう。純粋な州法の解釈によって親のホームスクールを行う権利を導き出したこれらの判決は重要であるといえる。

---

61 ホームスクールは「同等の教育」にあたるのか，どのような基準が同等性の評価のために用いられるのか，誰に立証責任が帰属するのか（親か，州か），誰が同等か否かを判断するのか（裁判所か，学校当局か），主に以上のような点が争われていた。

62 *Commonwealth v. Roberts*, 34 N.E. 402（Mass. 1893）.

63 *State v. Massa*, 231 A.2d 252（N.J. Super., 1967）.

このようにして，ホームスクールは，順法的な教育手段としての地位を徐々に獲得していき，現行のホームスクール法制へと近づいていくのであった。

⑶　Rachel 判決と Jonathan 判決

2008年，ホームスクーラーたちを震撼させる出来事が起こった。カリフォルニア州の裁判所で，「親は子どもにホームスクールを行う憲法上の権利を有しない」と判示されたのである[64]。1993年にようやく完成したと思われたホームスクールの法的確立から15年，再びこの権利性を問われることとなった[65]。

カリフォルニア州は，ホームスクールの規定を持っていなかった。そのため，親が子どもを公立学校へ通わせる以外の方法を選択するためには，全日制の私立学校に通わせるか，家庭教師（private tutor）制度を利用するしかなかった。家庭教師には州の教員免許を有していることが条件とされていたため，これをホームスクールの根拠とすることは困難であった。ほとんどの場合，ホームスクールを認めてくれる私立学校に形式的に入学して就学義務法をやり過ごしていた[66]。

Rachel 判決の当事者となった L 家（仮名）も例によってキリスト教系の私立学校のガイドラインおよび監督に従ってホームスクールを行っていた。しかし，この家族はある深刻な問題により，DCFS（Department of Child and Family Services）が繰り返し介入していた。この家の娘たちは父親による身体的虐待を受けていたのである[67]。

保護の審判のなかで，Rachel らの弁護団は，彼女らを家にとどめておくのは危険であることから公立学校ないし私立学校に入学させるよう命令を下すよう要求したが，裁判所は，ホームスクールそれ自体には問題はないとし，親の子どもを教育する権利を奪う恐れがあるという理由から，弁護団の主張を退けた。これを弁護団が裁量権の逸脱として控訴したのが本判決であるが，控訴審は，親にホームスクールを行う憲法上の権利はなく，原審は州法の解釈を誤ったとして，学校への

---

[64] *In re Rachel L.*, 73 Cal. Rptr. 3d 77, 79（Ct. App. 2008）.

[65] カリフォルニア州が法制化において最も遅れを取り，Rachel 判決を乗り越えてようやくホームスクールの地位が安定したとする見方もある。以下参照：三石善吉「国家権力と自由の範囲について：アメリカのホームスクーラーたち」筑波学院大学紀要 6 号，2011年，1–10頁。House of Commons Children, Schools and Families Committee.（2009）. *"The Review of Elective Home Education" Second Report of Session 2009–10*, vol.2, at 15.

[66] Schwarzer, D.（2008）. California Decision Vacated. *The AtoZ of Homeschooling*. https://a2zhomeschooling.com/main_articles/california_home_school_decision_vacated/ （11/01/18 last visited）

[67] この事件は，8 人の子どものうち 6 番目の娘である Rachel が，父親から虐待を受けて家出していたことにくわえて，別の者による性的虐待を受けていたこと，さらに家族がソーシャルワーカーの協力に応じなかったことから，DCFS が当時未成年で親とともに暮らしていた Rachel, Jonathan, Mary Grace の三人の子どもの安全を懸念して保護の申立てを行ったことが発端となっている。以下参照：惣脇宏「カリフオルニア州の児童保護事件：ホームスクーリングと未成年裁判所の就学命令」国立教育政策研究所紀要138号，2009年，195–207頁。

入学を要求した[68]。

この衝撃的な結論に対しては州内外から抗議の声が上がった[69]。これを受けて裁判所は再審請求を受理し，そこで新たに判決が出された。Jonathan 判決は，ホームスクールを禁止した Rachel 判決を覆す形で，「州法はホームスクールを私立学校の一形態として認めている」（p. 576）とした[70]。

ただし，Jonathan 判決は Rachel 判決の一部の内容を踏襲していた。すなわち，親にホームスクールを選択する権利を認めながらも，その権利は絶対的なものではなく，「一定の状況下においては州の利益に屈する」ことがあることも確認した。これは，例えば，Rachel 判決のように，子どもが虐待やネグレクトを受け，児童保護の審判の対象となった場合は上記の「一定の状況」に該当し，子どもの健康および安全を確保するという州の利益が親の学校に通わせない権利に優位してこれを制限することができるというものであった[71]。ただし，その際の制限は子どもの安全という目標を達成するための狭い範囲のものでなければならないことも付け加えている[72]。

前述のとおり，カリフォルニア州の現行法制では教員資格は課されておらず，ホームスクールのための諸制度も整備されている。権利性という側面だけで見れば，この一連の出来事も丸く収まったとみてよいだろう。しかし，この 2 つの判決は重要なメッセージを有していたと考えられる。まず，ホームスクールという，学校に比べ公の監視の目が直接届きにくい環境下においては，虐待やネグレクトなどのように子どもが十分に教育を受けられていないおそれもありうるということである。その場合には，親の子どもの教育を決定する権利は州のやむにやまれぬ利益によって制限を受けることになる。ホームスクールは権利として認められてはいるものの絶対的なものではない，と言い表されるところから，親の権利と州の利益との両者の調整においてその是非がはかられる。実際に Alarcon や Conard は，Rachel 判決および Jonathan 判決を起点に両者の関係性を論じている。

Ⅳ．ホームスクールをめぐる学説の対立

⑴　親の教育の権利とその制約

ホームスクールに限らず，子どもの教育という領域が親と州のどちらに属するのかというテーマはアメリカにおいて非常に重要な関心事とされて久しい[73]。歴史を顧みると，教育はもともと親子

---

[68] Olsen *supra* note 30. at 401–404; Alarcón, P. A. (2009). Recognizing and regulating home schooling in California: Balancing parental and state interests in education. *Chap. L. Rev., 13*, 391–393; Conard, H. J. (2009). The Constitutionality of Teacher Certification Requirements for Home–Schooling Parents: Why the Original Rachel L. Decision Was Valid. *Drexel L. Rev., 2*, 206–213.

[69] カリフォルニア州公教育長 Jack O'Connell や州知事 Arnold Schwarzenegger は Rachel 判決に反対し，親の権利を保護しなければならない旨の声明を公表した。ホームスクール支援団体の活動もあって，裁判所へは16通もの意見書（amicus briefs）が提出された。（*Id*. at 404–405; at 393（note 13）; at 213–215.）

[70] *Jonathan L. v. Superior Court*, 81 Cal. Rptr. 3d 571（Ct. App. 2008）.

[71] *Id*. at 592–594; Olsen *supra* note 30. at 408–409; Conard *supra* note 68. at 215–218.

[72] *See, id*.

[73] Moskowitz, J. S. (1974). Parental rights and state education. *Wash. L. Rev., 50*, 623.

の間で行われる私事的なものであったが，国家の統一という観点から画一化された方向性を打ち出す必要があり，私事としての教育に相対する概念として公教育思想が登場した。これ以降，ホームスクールの復活も含め，教育は親の権利と州の利益との調整のうえで成り立ってきたといえる。

ホームスクールというコンテクストの中では，親の権利と州の利益とは，対立関係にあることが分かる。親の権利は，子どもの教育を方向づける憲法上の基本権であり，州の利益は，市民は経済的に独立し市民としての責任を有しているということを確保するという，やむにやまれぬ利益である。両者の衝突を解決するためには，それぞれの守らんとしている利益の重要度に依存するという見方もある[74]。たしかに明確な基準が示されてこなかったことからも線引きの難しさは窺える。この対立軸では，個々のケースにおいて主張される利益を，その時々に諸般の事情を総合的に考慮して，どちらの利益がより重要であるかという答えを出していくしかないのであろうか。

現行法制の要件の程度から考えても，親の側に立てば，学校教育とは異なる独自のコンセプトによる教育を行える，つまり一種の学校からの解放を願っているわけで，州からの要件は緩いに越したことはない。しかし，州の側に立てば，学校教育によって，善良な市民を育成し，州を，延いては国家を政治的に（e.g. participant in the politic system），経済的に（e.g. productive employee）支える人員となることを利益としているわけで，学校以外の場での教育を認めるといってもある程度は学校において機能している教育と同等の結果が期待できる質を確保するためにいくらかの注文をつけるのはもっともなことであるといえる。両者は同等の立場から天秤にかけられることが望ましいのか，それぞれの本質を理解したうえで，その関係を見直したい。

(A) 親の教育の権利

親の子どもの教育に関する権利が連邦憲法上で保障されたものであるということは明らかであるが，そもそもこの観念は制定法の解釈により認められる前から存在していた。その段階では，「権利（right）」ではなく「義務（duty）」という言葉が使われていた。この親の義務については，自然法および神の法によっているという考え方[75]や，コモンロー上の義務であったとする考え方[76]がある。

実際に，Meyer 判決では，親の子どもの教育を決定する権利は連邦憲法修正第14条で保障された自由に含まれるとし，それはまた「人生における身分（station）に適した教育を子どもに与える親の自然的な義務」[77]であるとみており，自然法としての親の義務を根拠においている[78]。

---

[74] Alarcón, *supra* note 68. at 405.

[75] Tinnelly, J. T. (1958). The Right to Educate–The Role of the Parent, the Church and the State. *Cath. Law., 4*, 198.

[76] Sedler, R. A. (2007). From Blackstone's Common Law Duty of Parents to Educate Their Children to a Constitutional Right of Parents to Control the Education of Their Children. In *Forum on Public Policy Online* (Vol. 2007, No. 1, p. n1). Oxford Round Table. 406 West Florida Avenue, Urbana, IL 61801.

[77] *Meyer*, 262 U.S. at 400.

この理論を踏襲したとされる Pierce 判決を見てみると，「（Meyer 判決の理論に従えば）子どもを養育しその運命を決定する者は，子どもにその後の責務を自覚させる高度の義務とともに権利を有する」[79] としており，親の権利が連邦憲法上で保障されたものであると同時に義務でもあるとみている。この義務は Meyer 判決が根拠とした自然法上のそれを採用しているといえる。

Yoder 判決においてもこの傾向をみることができる。すなわち，「子どもの教育（education）および宗教教育（religious upbringing）における親の方向づけという価値は，我々の社会において高い地位にある」[80] とし，また，「子どもの教育における親の最も重要な役割は，議論を超え，恒久的なアメリカの伝統として定着している」[81] と評価しているところから，子どもの教育は自然的な親の義務であるとする考え方に則っているといえる。但し，Yoder の一件は宗教上の理由に基づく主張がなされていたため，具体的な憲法上の条文については，修正第 1 条を根拠としている。

親の権利論は，自然法上の親の義務を前提とし，連邦憲法上では主に修正第 1 条および修正第 14条を根拠に構成されてきた[82]。また，前述のように，この権利は基本権（fundamental right）であり，州はやむにやまれぬ利益を有していることを証明できない限り，この権利を制約することができない[83]。

ⒷB　制約目的としての「州の利益」

前国家的な背景をもち，連邦憲法上で認められるに至った親の権利は当然のことながら無制限なものではなかった。Meyer 判決や Pierce 判決は，一方で親の権利を確立したものの，他方で，州による教育に対する権限も確認してきた。前者によって「いずれかの学校へ就学を強制し，すべての学校に対して合理的な規定を設ける州の権限」[84] という言葉が用いられ，後者によって，さらに展開され，「適齢期にあるすべての子どもがいずれかの学校に通うことを要求する…という州の権限があることに関しては疑問の余地はな」く，その学校では，「善良な市民たるために必要なことが明白な一定の学習」が与えられなければならないとされた[85]。

Yoder 判決は，就学義務法を支える 2 つの利益を示した。ひとつは民主社会の構成員を養成することである。「一部の学年における教育は開かれた政治システムへ効果的かつ聡明に参加できる

---

78 Bybee, J. S. (1996). Substantive Due Process and Free Exercise of Religion: Meyer, Pierce and the Origins of Wisconsin v. Yoder. *Cap. UL Rev., 25*, 904.

79 *Pierce*, 268 U.S. at 534–535.

80 *Yoder*, 406 U.S. at 213–214.

81 *Id*. at 232.

82 *See, e.g.*, Stocklin-Enright, B. (1982). The Constitutionality of Home Education: The Role of the Parent, the State and the Child. *Willamette L. Rev., 18*, 563; Peterson, D. A. (1984). Home Education v. Compulsory Attendance Laws: Whose Kids Are They Anyway. *Washburn LJ, 24*, 274.

83 Murphy, *supra* note 41. at 471; Knight *supra* note 41. at 1274–1275.

84 *Meyer*, 262 U.S. at 402.

85 *Pierce*, 268 U.S. at 534.

よう市民を涵養するために必要である」[86] という。いまひとつは，自立能力である。教育によって「自己決定（self-reliance）および自給自足（self-sufficient）の能力を持った社会の構成員たらしめ」[87] るという。また Stocklin-Enright によれば，White 判事の独自に指摘したものを含め 3 つの利益があるとされる。それはすなわち，「文化的推測（“cultural guess”）」である。未来の文化の特性を予見，そして文化的に生き残るために必要な能力を子どもに身につけさせる「教育パッケージ（“educational package”）」をデザインすることができるようにするための権利を意味している[88]。子どもが大人になるうえでいかなる文化的能力を必要とするかは誰にもわからないため「推測」する必要があるということである[89]。

このように，親の権利を認めながらも，子どもの教育という領域においては州の利益をも考える必要があり，これが親の権利の制約する目的として諸判例の中で展開されたとみることができる。

ホームスクールを親の権利と州の利益という対立軸で考えるとき，双方を天秤にかけ，どちらがより重要かを衡量するのではなく，連邦憲法上の基本権である親の権利を前提として，いかなる場合に政府がこれに制限をかけていくか，ということがポイントとなる。その大まかな道筋を示すと以下のようになる。

まず，親の子どもの教育を方向づける選択権は連邦憲法上で保障されているので，これを出発点とする。各州の就学義務法は，たしかに就学を要請しているが，実際にその就学先は免除事由も含めて多岐にわたっている。そのため，かかる法は，就学先を限定し親の選択権を制限しているとみるよりは，多様な就学先を提供することで親が子どもを教育しないという権利放棄を制限しているとみるのがベターである。この時点では，州の利益は親の権利と対抗関係にはなりえない。

親が，学校へ通学させない手段（ここではホームスクールに限定する）を選択した場合，州の利益を実現するための一定の水準に達している学校教育を受けないことになる。そこで，親が子どもに相応の教育を行っているかどうか，州の関心が向けられる。ホームスクールでの学習が州の想定する水準に達しているか，あるいは，子どもが正しい環境下で教育を受けているか，ホームスクールに対してある程度の要件を課すことで，その質を確保するという州の利益が登場し，親の権利との調整が図られるのである。例えば，州が親に対して報告書の提出を求め，あるいはホームスクール生に公立学校へのアクセスを認める旨の規定を設けることによって，子どもの状態を確認したり，公の目が行き届く範囲に子どもを連れ出すことを可能にしたり，集団学習やその他諸活動を利用させ社会化の経験を補ったりしており，これは親の自由との調整が行われている実例ともいえよう。

---

[86] *Yoder*, 406 U.S. at 221.

[87] *Id*.

[88] Stocklin-Enright, *supra* note 82. at 577.

[89] 406 U.S. at 240.